

令和6年10月27日
実行

茨城県選舉管理委員会

最高裁判所裁判官国民審査公報

告示番号：4

略歴



最高裁判所判事
ひら き まさ ひろ
昭和三六年四月三日生

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京芸術大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和六〇年 四月 司法修習生

六二年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、外務省北米局

北米第二課、在アメリカ合衆国日本大使館、東京地裁、佐賀地家裁に勤務。

平成一年 五月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同

司法修習生

六三年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁人事局

中近東アフリカ局アフリカ第一課長

一〇年 九月 総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長

昭和六一年 四月 司法修習生

一五年 八月 経済協力局有償資金協力課長

一六年 八月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に

同公使

一九年 九月 國際協力局政策課長 内閣総理大臣秘書官

二〇年 九月 大臣官房総務課長

二七年 三月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同

司法修習生

三〇年 一月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同

司法修習生

三一年 一月 前橋地裁所長

三四年 一月 東京高裁判事（部総括）

三〇年 一月 東京地裁所長

五年 一月 東京高裁判事（部総括）

六年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所の裁判官を務める中で大切であると思つてきたことが二つあります。一つは、謙虚に両当事者の言うことに耳を傾け證拠を検討するという姿勢です。最高裁は最終審ですので、その職責の重さを十分に自覚した上で、中立公正な立場から、一つ一つの事件に誠実に向き合っていきたいと考えています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもつて事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。

これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判官として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方も非常に熱心に取り組んでおられ、感激しました。いずれの事件もみな大切な思い出となっています。裁判員裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるのが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判官という法律のプロの専門知識や経験と、裁判員という法律家でない方々の物事の見方や経験とを融合させて、より良い刑事裁判の実現を目指すということにあるわけですが、正にそのところです。ですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していきたいと考えています。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

略歴



最高裁判所判事
いし かね きみ ひろ
昭和三三年一月四日生

山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五六年 四月 外務省入省

昭和六年 六月 在フランス日本大使館一等書記官、後に同

参事官

平成八年 六月 中近東アフリカ局アフリカ第一課長

一〇年 九月 総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長

昭和六年 四月 司法修習生

一一年 八月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁人事局

一五年 八月 中近東アフリカ局アフリカ第一課長

一六年 八月 経済協力局有償資金協力課長

一九年 九月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に

同公使

二〇年 九月 國際協力局政策課長 内閣総理大臣秘書官

二二年 七月 大臣官房総務課長

二三年 九月 大臣官房参事官

二四年 一月 特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府

代表部在勤

二六年 一月 國際協力局長

二七年 一〇月 アジア大洋州局長

二八年 六月 総合外交政策局長

二九年 九月 特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機関日本政府代表部在勤

令和元年一〇月 特命全権大使国際連合日本政府代表部在勤

六年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

略歴



最高裁判所判事
なか むら まこと
昭和三六年九月一二日生

大阪府大阪市生まれ。大阪教育大学附属池田小学校、同池田中学校、同高等学校を経て、京都大学法学部を卒業。

昭和六年 四月 外務省条約局、外務省総合外交政策局国連政策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁判所調査官、最高裁総務局課長、東京高裁判事、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長を務める。

昭和七年 四月 司法修習生

昭和八年 六月 在フランス日本大使館一等書記官、後に同

参事官

平成二年 六月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に

同公使

平成二年 六月 國際協力局政策課長 内閣総理大臣秘書官

平成二年 六月 大臣官房総務課長

平成二年 六月 最高裁判所判事

平成二年 六月 水戸地裁所長

平成二年 六月 最高裁事務総長

平成二年 六月 東京高裁判長官

平成二年 六月 最高裁判所判事

平成二年 六月 東京地裁

平成二年 六月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

略歴



最高裁判所判事
なか むら まこと
昭和三六年九月一二日生

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都中野区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京芸術大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和六〇年 四月 司法修習生

六二年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁人事局

北米第二課、在アメリカ合衆国日本大使館、東京地裁、佐賀地家裁に勤務。

平成一年 五月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同

司法修習生

六三年 三月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同